

令和5年度 釧路市青少年問題協議会議事録

日 時：令和5年11月28日（火）10：30～11：30

場 所：釧路市生涯学習センター8階 801号室

（議 事 内 容）

1 開 会

2 教育長挨拶

3 報告事項

- （1）令和5年度 釧路市いじめ防止対策委員会の結果について
事務局より説明。

◎議事についての各関係機関・団体からの意見

●委員）

釧路管内の高校も含め、本校では春と秋に2回生徒を対象としたいじめに関わる調査を行っている。数値的には認知件数が増えてきている。旭川の事件を機に学校、生徒、保護者でいじめに対する関心が高まっており、例えば、今年度は各校が定めているいじめ組織の基本方針が大きく改訂されている。これまでは北海道の資料に基づくフローチャートがあり、先生方が認知をして管理職に報告し、対応するという順番だったが、この度いじめの認知に関わっては、組織がいじめであったのかも含めて判断をして対応していくということで、各学校ごとにいじめ対策組織のマニュアルが大きく改訂されたところである。具体的にいじめ問題に関わって今年度どのような対応をしたかという、11月17日（金）に支部のPTAの研修会があり、PTAが高校生の代表者と語り合うという会になっている。今年の内容は、いじめについて保護者と生徒、学校の先生が語り合うという取り組みをしており、最後には学校のPTA、高等学校長、各校の生徒からの代表がいじめ撲滅宣言して終了するという流れで行った。

●委員）

いじめの認知については、先ほどの高等学校と同様に「嫌な思いをしたことがある」という部分まで拾っているので、認知件数は上昇していると思う。いじめの対応について、教育長の挨拶の中でもあったが、見えにくくなっているという部分は非常に気になっており、資料4ページの「PCや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」。ここの部分の数値が上がってきており、見えにくくなっているなど思っている。2点目の「仲間外れ、集団による無視をされる」というところも、例えばグループラインに入れない等も含まれているのかもしれないと考えているところである。中学校長会としても頻繁に話題に挙げて検討しているところではあるが、学校の思いと、スマホを持たせて契約している保護者との思いを一つにしていく、共通認識を持つことが必要であるとする。自校では単Pの研修会で講師を招き、保護者・教員と共にスマートフォンの使用について考える機会を持った。今後お便りなどにして参加できなかった保護者にも広く啓発の資料として普及したいと考えている。

●委員)

釧路市におけるいじめ防止に関わる取り組みについて聞くことができ、大変勉強になった。今紹介いただいたことの他に、釧路市の小中学校で抱えている課題や困りごとなどがあればお聞きしたいと思う。鑑別所では法務少年支援センターという名称を用いて、少年鑑別所の職員が地域の方や、学校などの関係機関からの相談に応じている。詳細や相談時の連絡先については資料に記載しているためご覧いただきたい。我々は長年、非行少年のアセスメントや助言を行っており、加害者側の指導や支援など、その前提となる問題行動の背景理解といったところに専門的な知見がある相談機関となる。相談に応じている職員も、心理の専門家である心理技官と少年院での勤務歴もある法務教官がいるため、例えば、いじめの被害者側は学校等で対応すると思うが、加害者側の児童生徒の支援をお願いしたい、だとか特別養護学校等で性的な問題行動のある生徒の支援や問題行動の理解について、携わってほしい等の依頼がある。鑑別所においてもそういった話を聞いてお役に立てることがあればということで紹介させていただいた。

◆事務局)

課題については、先ほど田中委員からもあったように、見えにくくなっているというところが非常に大きいと感じている。最近是非社会的な部分から反社会的な部分に子どもたちの行動が変容してきていると感じており、反社会的な暴力行為やいじめの見えやすかったものが逆に見えにくくなり、ひどい状況になることも予想されると思う。そういった中で少年鑑別所とも連携しながら解決に向かうということも今後出てくるのではないかなと思う。ぜひ連携を密に行っていけたらと思う。

◆議長)

教育委員会としても、紹介いただいた法務少年支援センターの周知については、今後、よりこれまで以上に積極的に行っていくべきだと改めて感じた。

●委員)

先般、青少年健全育成大会を開き、その中で教育委員会からいじめの問題について詳しく説明していただき、本日も資料で説明していただき感謝する。青少年健全育成大会の他に、「少年の主張」という子どもたちの作文の発表の場があって、私たちも地域でなかなかいじめが見えているわけではないが、学校を支える立場としても、連携して子どもたちを支えていく力になればと思う。最近は支える力も弱くなってきているが、これからは連合町内会や地域の町内会など、力を合わせていきたいと思う。

●委員)

いじめもそうだが、学校だけではどうにもならない、家庭だけでもどうにもならない、やはり地域の力を借りなければならないということが多々あると思っている。ただいま連合町内会としての決意をいただいたというように思うところである。今後とも引き続きよろしくお願いしたいと思う。

4 議 事

- (1)『釧路市の子どもの現状と生徒指導上の留意点』について
事務局より説明。

◎議事についての各関係機関・団体からの意見

●委員)

資料の3点目に関わって、性的マイノリティに関する理解と学校における対応ということで、釧路市の中学校ではこれまで学生服、セーラー服という制服の規定が多かったのだが、共栄中学校は令和6年度から、性別で区別されるという意識をなるべく持たせないという配慮から、ブレザータイプに変更となる。ネクタイ・リボンについても自分で選び、スカート・ズボンも選択は自由というように設定して新制服をスタートさせるところである。こういった動きが市内校で2年以内に4校ほど進むと思われる。

●委員)

本校も制服の話をしたいと思う。釧路湖陵高校では同様に今年度は「男子用Ⅰ型」、「女子用Ⅱ型」と名称を変更したのだが、来年度から62年ぶりに女子用Ⅱ型についてメンズライクパンツといわれる、女性用のパンツとは違ってすらっとしたシルエットのパンツを選択できるようになったり、リボン・ネクタイ・棒タイを自由に選べるようになった。基本的には男子生徒は旧Ⅰ型だが、状況によってⅡ型の着用もかまわないこととなっている。同様に制服も変わるので、校則についても今月見直し委員会を設置し、生徒、教職員、保護者、学校評議委員さらには教育大学の先生にオブザーバーで入っていただき、今年度中に改正案を作って来年の5月の生徒総会、PTA総会、学校評議委員会で提案する。子どもたち自身が自分たちでルールを作って守っていくということが大事である。細かくなんでもダメとするのではなく、高校生としてどのように生活していこうという目標を定めて、それを守っていけるように、そんな校則に変更しようと考えている。次にスマートフォンについて話をさせていただく。高校はBYODということで、個人が端末を用意することになっている。本校は全日制の全ての生徒がChromebookを所持して学習活動に使っている。定時制には細かい規定がないので、学校のChromebookを借りたり、必要に応じてスマートフォンを活用しながら授業で使っている。次にスマートフォンの使用について話をさせていただく。管内の複数校で性的な画像が拡散されるという事故が起こっている。ここまでこういうことに関わってはいけませんよという指導をしながら、なんとなく勢いで拡散してしまうという事故が起きていて、完全な解決には至っていない。そういった部分も含めて子どもたち自身が自分たちでルールをしっかりと理解し、社会通念上許されること、許されないことの分別を持ちながら行動していけるように取り組んでいかなければならないところではあるのだが、残念ながら管内の状況を聞いていると、少し昭和の不良時代のような事故が起きたり、一方でSNSに関わるような現代的な事故が起きたりなど、生徒指導の状況についても複雑になってきていると思う。私自身含めて教職員が高いアンテナをもって、子どもたちの実態を把握しながら適切な対応をとっていくという研修も必要な状況になってきていると思う。

◆議長)

実際にそういったことがあっても、周囲に周知をしながらそれはダメだということを社会で共有できればいいが、ここには被害者たる女子生徒等がいるということで、なかなか表立って周知をしていけないというところもあり、今後とも地道な取り組みが必要であると思う。

●委員)

前段と今の話を聞いて、個人的には非常にスピード感があるような形で世の中が変わってきていて対応が大変だと思いつつ、その世代の子どもたちは、昭和で育ってきた我々世代よりは圧倒的に受け

入れが早いというか、スマホがある時代で生きている子どもたちと同じように、LGBTも今の子どもたちはまだ受け入れやすい、テレビやネットで出てくるようなアイドル等や男性も化粧が当たり前というようになっていて、見た目的にはそういった部分でも美意識が感覚的には変わってきているので、受け入れはしやすいのかな、と個人的には思っている。話題から逸れるが、今回子育てサポートセンターすくすくというチラシを添付させていただいたが、社協としては子育てサポートや相談体制など様々な事業に取り組んでいるが、紹介させてほしい。本会は平成15年5月に釧路市から子育て支援事業としてファミリーサポートセンター事業の運営を委託しており、生後6か月から小学校6年生までを対象とした、子育てを援助してほしい依頼会員と、子育ての援助ができる提供会員の会員同士が、地域の中で子育ての活動を行う組織として、本会が事務局を担って、アドバイザーが仲介役としてコーディネートし、市の子ども育成課など関係機関と連携して事業を行っている。開設当初は転勤族を中心に、未就学の預かり援助が約60パーセントを占めていたが、現在は様変わりして、習い事や部活動の送迎が55パーセントを占めており、登録する子どもも小学生が60パーセントを占めている。今年で開設20年を迎えたが、これまでいじめや家庭内暴力などそういった情報や事例は受けていない。こういった背景としては、提供会員が援助中に子どもとの会話や依頼会員の親から相談を受けたり、子どもの状況を共有したり相互援助が行えていることが一助になっているのではないかと推測する。現在男性の援助会員が不足しており、ぜひ周りに周知いただきたいと思います。

◆議長)

それぞれの取り組みが共有されることが大事であり、それがこの青少年問題協議会の場の意義だと思うので、それぞれの委員の皆さんには、自分のところでの取り組みで結構なのでこの機会にご発言いただきたいと思います。

●委員)

私たち民生委員は、主任児童委員が2名おり、小学校対応・中学校対応と専門に学校と関わって活動している。民生委員、児童委員も年に1、2回小中学校に訪問して、いろいろな現状のお話を聞いている。今回は6月ごろに各地区を回っていると思うが、私も主任児童委員と正副会長4名で学校に訪問し、いじめの問題や現状についてお話させていただいた。聞いて、いろいろ隠さずにお話ししていただける状況なのだなと勉強になったし、性的マイノリティについても質問させていただいた。小学校については、今のところは・・・という感じだったが、中学校では、男子生徒で着替えを見られるのが恥ずかしい、抵抗があるということもある。そういった場合には、更衣室など見えない場所で着替えさせることもあるという報告を受けた。その他にも連携を保ちながら民生委員としては行動しているところである。

◆議長)

教育委員会としても、性的マイノリティへの対応については、学校現場においてもしっかりと引き続き対応していかなければならないという認識がある。今年からスタートさせた教育推進基本計画の中でも、はっきりと項目立てて位置付けているので、まずはそこも含めてご理解いただければと思う。

●委員)

子どもとの関わり方という点で、警察としての取組についてご紹介する。釧路警察署では管内の小学校、中学校、高等学校において、学校からの要請に応じて実際に警察官を派遣して、非行防止教室

と薬物乱用防止教室を開催している。本年の実施学校数については、1月から先週末時点までで、非行防止教室が19校で実施回数22回、薬物乱用防止教室22校で実施回数26回となっている。また、子どものスマートフォンの使い方については、中学校入学を機に子どもにスマートフォンを持たせたいという方が多いので、毎年中学校の新入学説明会で可能な限り警察官を派遣して、スマートフォンの危険性やSNSの安全な利用方法について資料を用いて説明している。来年度の入学予定者の保護者説明会でも同様に実施したいと考えており、すでに教育局に対しては、警察本部より依頼文書を送付しているので、学校関係者の方々においては活用していただけたらと思う。

●委員)

子どもの相談、保護者の相談についてはほとんどが児童相談所、各市町村の役場で担っているというように把握していたが、今回、法務少年支援センターであったり、子育てサポートセンターがあって、子育てサポートセンターは以前より友好的に共通認識を持ちながら協力させていただいていたが、児童相談所以外のところでの相談窓口がたくさん増えることは、非常に喜ばしいことであり、保護者が「児童相談所は壁が高くて、違うところに相談したい」といったときにこういった窓口になって、逆に「専門的なところに相談したい」というような話であれば、児童相談所を紹介するなどの連携が今後とれるのではないかと考えている。釧路の児童相談所のことを少しお話させていただく。教育委員会から最初のほうに児童虐待について紹介があったが、虐待の件数について令和3～4年については、実は久しぶりの横ばいになっている。相談件数については約1,400件、その中で虐待の件数については、疑いも含めて半分の約700件が釧路児童相談所に舞い込んでくる。横ばいになったといっても、皆さんご存じのとおり、少子化で子どもの数は減っている状態なのに件数が横ばいということは、基本的に増えているというように児童相談所では考えている。児童虐待を減らすためにはどうしなければならないのか、ということをして各市町村役場に設置されている要保護児童対策協議会で定期的に会議を開いて、見守りや問題のある家庭をピックアップして常に情報共有をしながら物事を進めていき、虐待案件をいかに抑えていくか、ということをしている。また、どうしても発生する事件については、児童相談所への通報もそうだが、事案によっては警察と協力し、日中であれば児相が中心となるが、夜間帯、朝方にも発生するので、そういった場合には警察の方々にも協力していただきながら現場に行って対応するという現状としては行っている。また、緊急性が高ければ警察にも連絡が入るが、児童相談所にももちろん入る。その時には児童相談所の電話番号がわからないということでなかなか電話できないという話があったのだが、平成27年に簡単に電話できるように「189（いちはやく）」という虐待通報を設置し、虐待通報、もしくは本人がこれって虐待ではないのかと悩んでいるということで電話してもらってもかまわないので、そういった189の利用を今後いろいろなところでアピールしていけたらと思う。児童相談所だけでは解決できないこともあるので、いろいろな機関の方々連携を深めながら各家庭の安全、子どもたちの安全を担保しながらやっていきたいと思う。

●委員)

今日の資料の中で常を感じている点なのだが、児童虐待についてかなり広まってきていると思うが、日本の場合というか釧路の場合も含めて、子どもの権利が非常に薄い、親の所属物というわけではないが、やはり子ども一人も一人の人間なんだという意識が親も持っているのか、子どもの権利がきちんとある、ということ意識しているのだろうかと思う。そういう意味では心理的虐待、社会的にはパワハラ・セクハラと問題になるケースが多いが、家庭の中では親子の会話だしあまり出てこない。

結局、親にいろいろ言われて育った子どもは、自分の子どもに対しても嫌なことを言ったり、一人の人間として見ているのではなく、自分の付属物の取り扱いで自由な発言をしている。そういったことを非常に感じている。それに関連して、子どもがＳＯＳを出せる相手、最初の資料の６ページの中でいじめられたときに誰に相談するかという調査で、常に変わらないのだが、友人・父母が特に多い。先生も多いのだが、スクールカウンセラーは本当に少ない。専門的に問題解決に当たれるようなところがあるのに相談先を知らない、相談しづらい、そういうように感じる。友達や親、兄弟に相談するのだが、わかりやすく言うと、「こういう方向じゃないの？」と俗にいう良い方向、正しい方向に言える友達や父母は非常に少ないと思う。一般的に社会に流れているような助言で終わってしまうので、根本的な解決にならないということを常日頃感じている。やはり小さい時からしっかりとしたところに相談するという教育ができないものなのか、ということと、子どもの権利について今一度確認してもよいのではないかと思います。

◆議長)

各窓口においては、できるだけ敷居を低くするようにしていくべきだと改めて思うし、その一つのきっかけとしては、子どもたちには一人一台タブレットが当たっているので、まずはそこから声を出さなくてもいいので、的確な相談窓口につながっていくような、そういうアドバイスや、そういった今どきのツールを使いながらやっていくことも一つの解決策だと思ったが、なかなか難しい課題だと改めて感じた。

●委員)

先ほど教育長より共有という発言があったが、自分も元教員なのだが、子どもは放課後など自由な時間がある。例えば部活や少年団、塾などがあり、そこには指導者や先生たちがいて、そういった自由な時間の部分も含めて、地域として子どもたちが困っていることを発見できるようにしていけたらと思う。いじめは子どもたちだけではなくて、大人の世界でもあると思うので、自分たちも変わっていきながら良い方向に向かっていけたらと思う。

4. 閉 会